

第 37 号議案

国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施
要綱の制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービスの承認申請するに伴い、国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施要綱を制定する必要があるため。

小城市教育委員会告示第 号

国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小城市民図書館(以下「図書館」という。)において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス(以下「デジタル化資料サービス」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 デジタル化資料サービスを利用することができる者は、小城市民図書館条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第25号)第11条第1項の規定により図書館の利用カードの交付を受けている者とする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料サービスを利用することができる時間は、図書館の開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧を希望する者(以下「閲覧希望者」という。)は、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書(様式第1号。以下「閲覧申込書」という。)を図書館長に提出しなければならない。

2 閲覧申込書は、閲覧当日のみ受け付けるものとし、先に提出された申込みを優先するものとする。

3 館長は、閲覧申込書の提出を受けたときは、閲覧希望者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

4 国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧は、館長が指定する閲覧用の端末(以下「閲覧用端末」という。)を利用して行うものとし、閲覧するために必要なID及びパスワードは、図書

館職員が入力するものとする。

5 閲覧用端末の利用は、1回の申込みにつき1時間を限度とする。

6 図書館職員は、閲覧希望者が閲覧中に次の行為を行わないよう注意しなければならない。

(1) 閲覧用端末への記録媒体等の機器の接続

(2) 閲覧用端末の画面の撮影

(3) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得

(4) 前3号に掲げるもののほか、著作権を侵害する行為

7 図書館職員は、閲覧用端末の利用が終了したことを確認したときは、速やかに当該端末のブラウザを閉じるものとする。

(複写)

第5条 国立国会図書館のデジタル化資料の複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書(様式第2号。以下「複写申込書」という。)を図書館長に提出しなければならない。

2 館長は、複写申込書の提出を受けたときは、複写希望者が著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項各号に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

3 国立国会図書館のデジタル化資料の複写は、館長が指定する複写用の端末(以下「複写用端末」という。)を利用して図書館職員が行い、複写希望者に複写物を提供するものとする。

4 複写希望者は、図書館職員が前項の規定により複写を行うに際し、複写料金を支払うものとする。

5 図書館職員は、複写の作業が終了したときは、速やかに複写用端末のブラウザを閉じるものとする。この場合において、印刷用のデータを当該端末内に残さないよう注意しなければならない。

6 図書館職員は、第3項の規定により複写物を提供したときは、複写物を提供した日時並びに複写申込書に記載された資料名及びコマ番号を国立国会図書館デジタル化資料複写記録簿(様

式第3号)に記録しなければならない。

7 前項の規定による記録は、当該記録の日から1年間保存するものとする。

(ID・パスワードの管理)

第6条 館長はデジタル化資料サービスに必要なID及びパスワードを適正に管理しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、デジタル化資料サービスについて必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

図書館長 様

（申請者）住 所
氏 名
カード番号

国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書

国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施要
綱第4条第1項の規定により、国立国会図書館のデジタル化資料
の閲覧を申し込みます。

年 月 日

カード番号	
-------	--

あなたが利用できる時間は、

時 分 ~ 時 分

備考

次の行為は禁止しています。

- (1) 閲覧用端末への記録媒体等の機器の接続
- (2) 閲覧用端末の画面の撮影
- (3) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得
- (4) そのほか、著作権を侵害する行為

